

政令第 号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二十条第一項後段」を「第二十条第一項」に、「キャバレー、カフェー」を「キャバレー、カフェー」に、「及び工場」を「工場及び共同住宅」に改める。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

## 理由

近年における社会経済情勢の変化に対応し、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として共同住宅を追加する必要があるからである。